

令和3年第1回（3月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案件番号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第12号	令和2年度上越市一般会計補正予算（第10号）	税務課ほか	1～9
議案第26号	上越市特別会計条例の一部改正について	財政課	10
議案第27号	上越市手数料条例の一部改正について	財政課	11～29
議案第1号	令和3年度上越市一般会計予算	税務課ほか	30～59

予算案件における目標の記載について

全ての事業を義務的事業、経常的事業、政策的事業に分類し、下記のように整理して記載しています。

- 1 義務的事業…生活保護など扶助費全般や戸籍事務、国県事業等への負担など
 - ・法定受託事務など法令等の目的・趣旨と事業の目的と合致しており、市民に安定的にサービスを提供することが目標であるため記載しません。
 - ・市の政策としてサービスを付加する場合は記載しています。
- 2 経常的事業…財務会計事務、契約事務、庶務事務、施設の維持管理運営など
 - ・行政運営に必要不可欠な財務会計事務などの内部管理事務については、滞りなく実施することが目標であるため記載しません。
 - ・施設の維持管理運営は、適切な維持管理と運営により市民等が安全安心に利用できることが目標であるため記載しません。ただし、施設の付加価値を高めるための取組を実施し、入館者や利用者数、利用件数や実施件数などを設定できる場合は目標を記載しています。
- 3 政策的事業…上記以外の事業
 - ・全ての事業について目標を記載しています。

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第12号
提出課	税務課・収納課

令和2年度市税補正総括表

単位：千円

税目	当初予算額 A	決算見込額 B	差引額 C (B-A)	予算対比% (C/A)	補正額
市民税	11,609,304	12,429,238	819,934	7.1	819,934
・個人市民税	9,076,784	9,306,802	230,018	2.5	230,018
現年課税分	8,992,650	9,228,373	235,723	2.6	235,723
滞納繰越分	84,134	78,429	△ 5,705	△ 6.8	△ 5,705
・法人市民税	2,532,520	3,122,436	589,916	23.3	589,916
現年課税分	2,529,282	3,119,198	589,916	23.3	589,916
滞納繰越分	3,238	3,238	0	0.0	—
固定資産税	15,269,690	15,488,627	218,937	1.4	218,937
・純固定資産税	15,227,030	15,445,967	218,937	1.4	218,937
現年課税分	15,118,990	15,348,560	229,570	1.5	229,570
(土地)	3,574,641	3,562,789	△ 11,852	△ 0.3	△ 11,852
(家屋)	5,610,901	5,614,416	3,515	0.1	3,515
(償却資産)	5,933,448	6,171,355	237,907	4.0	237,907
滞納繰越分	108,040	97,407	△ 10,633	△ 9.8	△ 10,633
・国有資産等交付金	42,660	42,660	0	0.0	—
軽自動車税	699,261	704,255	4,994	0.7	4,994
・環境性能割	30,305	30,305	0	0.0	—
現年課税分	30,305	30,305	0	0.0	—
・種別割	668,956	673,950	4,994	0.7	4,994
現年課税分	663,111	668,105	4,994	0.8	4,994
滞納繰越分	5,845	5,845	0	0.0	—
市たばこ税	1,192,134	1,177,863	△ 14,271	△ 1.2	△ 14,271
現年課税分	1,192,134	1,177,863	△ 14,271	△ 1.2	△ 14,271
入湯税	33,614	15,210	△ 18,404	△ 54.8	△ 18,404
現年課税分	33,614	15,210	△ 18,404	△ 54.8	△ 18,404
都市計画税	1,077,708	1,077,708	0	0.0	—
現年課税分	1,070,099	1,070,099	0	0.0	—
(土地)	478,842	478,842	0	0.0	—
(家屋)	591,257	591,257	0	0.0	—
滞納繰越分	7,609	7,609	0	0.0	—
市税合計	29,881,711	30,892,901	1,011,190	3.4	1,011,190
現年課税分	29,672,845	30,700,373	1,027,528	3.5	1,027,528
滞納繰越分	208,866	192,528	△ 16,338	△ 7.8	△ 16,338

【補正理由(現年課税分)】

税目	主な補正理由
個人市民税	給与所得が当初見込みを上回ったため
法人市民税	大手製造業の申告納税額が当初見込みを上回ったため
固定資産税	償却資産の新規投資が当初見込みを上回ったため
軽自動車税	四輪乗用自家用車の車両数が当初見込みを上回ったため
市たばこ税	消費本数が当初見込みを下回ったため
入湯税	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために行った休業等の影響により、入湯客数が当初見込みを下回ったため

提出課	用地管財課
-----	-------

歳入科目 (P90~P91)	18 款 2 項 1 目	不動産売払収入
----------------	--------------	---------

単位：千円

	補正前	補正額	補正後
土地、建物売払収入	139,476	114,532	254,008

【補正理由】

土地売払収入等を決算見込みにあわせて整理するもの

【補正内容】

単位：千円

歳入区分	補正前	補正額	補正後
1. 土地売払収入 (旧上越市土地開発公社分を除く)	26,106	71,953	98,059
2. 土地売払収入 (旧上越市土地開発公社分)	90,643	△3,671	86,972
3. 土地、建物売払収入	22,537	46,250	68,787
合計	139,286	114,532	253,818

提出課	財政課
-----	-----

歳入科目 (P92~P93)	20款2項6目	減債基金繰入金
----------------	---------	---------

単位：千円

	補正前	補正額	補正後
減債基金繰入金	195,567	△3,671	191,896

【補正理由】

繰入金の原資となる旧上越市土地開発公社保有土地の売払収入の決算見込みにあわせて減額するもの

【補正内容】

減債基金繰入金 △3,671

<参考>

[減債基金の令和2年度末残高見込み]

	右記以外の 市債償還分	第三セクター等改革推進債 繰上償還分			減債基金 残高
		積立金	繰入金	残高	
令和元年度末	(残高) 28,215 ①	-	-	104,924 ②	133,139 (①+②)
令和2年度 現計予算額	(積立金) 3 ③	90,643	195,567	0 ④	28,218 (①+③+④)
3月補正額	-	△3,671	△3,671	-	-
令和2年度末	(残高) 28,218 ⑤	86,972	191,896	0 ⑥	28,218 (⑤+⑥)

※端数処理のため、表中の計が一致しない場合がある。

歳入科目 (P96～P97)	23 款 1 項 1 目	総務債	
単位：千円			
	補正前	補正額	補正後
減収補填債	0	315,000	315,000

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により減収が生じている費目のうち、普通交付税の精算制度のないものが、令和 2 年度の特例として減収補填債の対象に加わったことを受け、発行可能額を増額するもの

【補正内容】

○減収補填債	315,000	
・地方消費税交付金（従来分）	214,000	
・市たばこ税	59,000	
・ゴルフ場利用税交付金	3,000	
・地方揮発油譲与税	39,000	

<参考>

○減収補填債の算出方法の概要

令和 2 年度の普通交付税算定において基準財政収入額の算定基礎とした税込額と、直近の令和 2 年度税込見込額との差額が発行可能額となる。

なお、実際の借入額は、確定した減収額の範囲内となる。

○減収補填債に係る交付税算入

今回借り入れた減収補填債は、後年度の元利償還金に対し、次の割合で普通交付税の基準財政需要額に算入される。

・地方揮発油譲与税	100%
・地方消費税交付金（従来分）、市たばこ税、ゴルフ場利用税交付金	75%

提出課	用地管財課
-----	-------

歳出科目 (P104~P105)	2款1項1目	一般管理費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
庁舎整備事業	368,549	△12,713	355,836

主な補正財源		主な経費	
市債	△12,700	公有財産購入費	△12,713
一般財源	△13		

【補正理由】

旧ガス水道局庁舎の建物取得費について、令和2年12月31日時点の簿価によることとしたため不用額を減額するとともに、財源を整理するもの

【補正内容】

(歳入)

項目		補正前	補正額	補正後
市債	一般単独災害復旧事業債	152,900	△12,700	140,200
雑入	全国市有物件建物総合災害共済金	104,429	0	104,429
一般財源		111,220	△13	111,207
合計		368,549	△12,713	355,836

(歳出)

項目		補正前	補正額	補正後
委託料	実施設計委託料	13,200	0	13,200
	施工監理委託料	2,743	0	2,743
工事請負費	庁舎改修工事	101,792	0	101,792
公有財産購入費	ガス水道局庁舎購入費	250,814	△12,713	238,101
合計		368,549	△12,713	355,836

提出課	財政課
-----	-----

歳出科目 (P104~P105)	2款1項6目	財産管理費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
減債基金積立金	90,646	△3,671	86,975

主な補正財源		主な経費	
財産収入	△3,671	積立金	△3,671

【補正理由】

積立金の原資となる旧上越市土地開発公社保有土地の売払収入の決算見込みにあわせて減額するもの

【補正内容】

減債基金積立金 △3,671

<参考>

[減債基金の令和2年度末残高見込み]

	右記以外の 市債償還分	第三セクター等改革推進債 繰上償還分			減債基金 残高
		積立金	繰入金	残高	
令和元年度末	(残高) 28,215 ①	-	-	104,924 ②	133,139 (①+②)
令和2年度 現計予算額	(積立金) 3 ③	90,643	195,567	0 ④	28,218 (①+③+④)
3月補正額	-	△3,671	△3,671	-	-
令和2年度末	(残高) 28,218 ⑤	86,972	191,896	0 ⑥	28,218 (⑤+⑥)

※端数処理のため、表中の計が一致しない場合がある。

提出課	用地管財課
-----	-------

歳出科目 (P110～P111)	2款7項1目	総合文化施設運営費
------------------	--------	-----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
リージョンプラザ上越管理運営費	191,490	△5,487	186,003

主な補正財源		主な経費	
一般財源	△5,487	補償、補填及び賠償金	△5,487

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用料金収入等が減少した公の施設の指定管理者に対する補填金について、令和2年度における収支実績に基づき精算を行うに当たり、執行残が見込まれるものについて、予算を減額するもの

【補正内容】

○指定管理減収補填金

項目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	6,574	△5,487	1,087
指定管理減収補填金	6,574	△5,487	1,087

○補填対象及び見込額

指定管理者	4～12月補填額	年間補填見込額
新東産業株式会社	1,087	1,087

○令和2年度補填見込額の算定における主な考慮事項

- ・雇用調整助成金等の支給要件を満たさないため、施設機能の一部休止や縮小、人員配置の見直しにより経費節減を図りながら営業を継続し収入を確保してきた。

提出課	財政課
-----	-----

歳出科目 (P138～P139)	12款1項1目	元金
------------------	---------	----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
地方債元金償還費	13,832,543	9,478	13,842,021

主な補正財源		主な経費	
市債	△15,700	償還金利子及び割引料	
一般財源	25,178		9,478

【補正理由】

元利均等償還方式による財政融資資金の借入利率見直しにより、利率が低下したことに伴い、定時償還元金が増となったことから、不足する元金償還金を増額するほか、借換えの実績にあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

○財政融資資金の利率見直し等 9,478

○借換え実績にあわせた予算整理 定時償還分 15,700 借換分 △15,700

借入から10年を経過し、借換えを予定した市債の一部について、借換えを行わず、残債の償還を実行したもの

<参考>

[地方債元金償還費の内訳]

項目	補正前	補正額	補正後
定時償還分	11,294,582	25,178	11,319,760
繰上償還分	1,435,900	0	1,435,900
借換分	1,102,061	△15,700	1,086,361
合計	13,832,543	9,478	13,842,021

歳出科目 (P138～P139)	12款1項2目	利子
------------------	---------	----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
地方債利子	595,647	△47,215	548,432

主な補正財源		主な経費	
一般財源	△47,215	償還金利子及び割引料	△47,215

【補正理由】

起債対象事業費の確定による借入額の減少及び借入利率が当初の見込みを下回ったことなどから減額するもの

【補正内容】

○新規発行市債に係る利率の低下による支払利子の減少

政府資金

・当初の見込み利率 0.200%～0.700% ⇒ 実際の借入利率 0.003%～0.200%

民間資金

・当初の見込み利率 0.540% ⇒ 実際の借入利率 0.002%～0.250%

※利率は、借入先及び借入期間に応じて設定

※借入期間は、施設の耐用年数に応じて設定

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第26号
提 出 課	財政課

上越市特別会計条例の一部改正について

1 改正理由

令和2年度をもって全ての風力発電施設を停止することに伴い、地球環境特別会計を廃止するもの

2 改正内容

- (1) 地球環境特別会計を廃止する。(第1条関係)
- (2) 上越市地球環境財政調整基金条例(平成14年上越市条例第3号)を廃止する。
(附則第2項関係)
- (3) 令和2年度に係る出納については、令和3年5月31日までに整理するものとする。(附則第3項関係)

3 施行期日

令和3年4月1日

4 上越市特別会計条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(設置) 第1条 略 (1)~(3) 略 (削除)	(設置) 第1条 略 (1)~(3) 略 <u>(4) 地球環境特別会計</u>

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 2 7 号
提 出 課	財政課

上越市手数料条例の一部改正について

1 改正理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、令和 3 年 4 月から建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象となる建物の範囲が拡大されたことに伴い、判定に係る手数料等を定めるなど、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料における「床面積が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満」の区分を細分化する。(第 2 条関係)
- (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定に記載された「他の建築物」に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料を定める。(第 2 条関係)
- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正における条項ずれによる引用条項を整備する。(第 2 条関係)

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

4 上越市手数料条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案			改 正 前		
(手数料の種類及び金額)			(手数料の種類及び金額)		
第 2 条 略			第 2 条 略		
(1)～(101) 略			(1)～(101) 略		
(102) 略			(102) 略		
ア 略			ア 略		
建 築 物 の 区 分	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。)第 44 条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した都市低炭素化促進法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類(以下この号において「適合証」という。)の提出がある場合	適合証の提出がない場合	建 築 物 の 区 分	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。)第 39 条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した都市低炭素化促進法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類(以下この号において「適合証」という。)の提出がある場合	適合証の提出がない場合
(略)			(略)		
イ 略			イ 略		
(103)～(105) 略			(103)～(105) 略		

改正案

第106号 別掲1のとおり

第107号 別掲2のとおり

(108) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付の手数料 1件につき、前号イ(7)の表の左欄に掲げる当該証明に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額

(109) 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請手数料（第111号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。）

1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額（同号において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料の額」という。）

ア 略

建築物の区分	建築物省エネ法第44条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（建築物省エネ法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、等級4又は等級5）に適合していること。）の写し（以下この号において「適合証」という。）の提出がある場合	適合証の提出がない場合
(略)		

イ 略

建築物の区分	適合証の提出がある場合	適合証の提出がない場合
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10,000円	79,600円
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,000円	102,500円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,400円	135,200円

改正前

第106号 別掲1のとおり

第107号 別掲2のとおり

(108) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付の手数料 1件につき、前号イの表の左欄に掲げる当該証明に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額

(109) 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請手数料（第111号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。）

1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額（同号において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料の額」という。）

ア 略

建築物の区分	建築物省エネ法第39条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（建築物省エネ法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、等級4又は等級5）に適合していること。）の写し（以下この号において「適合証」という。）の提出がある場合	適合証の提出がない場合
(略)		

イ 略

建築物の区分	適合証の提出がある場合	適合証の提出がない場合
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10,000円	79,600円
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,400円	135,200円

改正案

床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	76,400 円	216,300 円
(略)		

ウ 略

建築物の区分	適合証の提出がある場合	適合証の提出がない場合
床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	10,000 円	205,700 円
床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	19,000 円	256,900 円
床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	28,400 円	334,500 円
床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	76,400 円	475,600 円
(略)		

Ⅲ 建築物省エネ法第 4 1 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請手数料
1 件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

ア 住宅部分で基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)の基準による場合の認定の申請をする場合 「建築物省エネ法第 4 4 条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した建築物省エネ法第 3 5 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準 _____ に基づく断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 5（建築物省エネ法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、等級 4 又は等級 5）に適合していること。）」を「建築物省エネ法第 4 4 条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が作成

改正前

床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	76,400 円	216,300 円
(略)		

ウ 略

建築物の区分	適合証の提出がある場合	適合証の提出がない場合
床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	10,000 円	205,700 円
床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	28,400 円	334,500 円
床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	76,400 円	475,600 円
(略)		

Ⅲ 建築物省エネ法第 3 6 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請手数料
1 件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

ア 住宅部分で基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)の基準による場合の認定の申請をする場合 「建築物省エネ法第 3 9 条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した建築物省エネ法第 3 0 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成 1 3 年国土交通省告示第 1 3 4 6 号）に基づく断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 5（建築物省エネ法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、等級 4 又は等級 5）に適合していること。）」を「建築物省エネ法第 3 9 条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が作成

改正案	改正前
<p>した建築物省エネ法第41条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類、建築物省エネ法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条第2項の通知書の写し若しくは都市低炭素化促進法第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の写し又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準）に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5（建築物省エネ法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、等級3、等級4又は等級5）に適合していること。）と読み替えて適用する前号アの表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 非住宅部分でモデル建物法による基準による場合の認定の申請をする場合 前号アの表においてアの読替えをして適用する同号イの表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額</p> <p>エ 非住宅部分で標準入力法等による基準による場合の認定の申請をする場合 前号アの表においてアの読替えをして適用する同号ウの表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額</p> <p>(iii) 建築物省エネ法第35条第2項の規定</p>	<p>した建築物省エネ法第36条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類、建築物省エネ法第30条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第3条第2項の通知書の写し若しくは都市低炭素化促進法第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の写し又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号））に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5（建築物省エネ法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、等級3、等級4又は等級5）に適合していること。）と読み替えて適用する前号アの表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 非住宅部分で基準省令第1条第1項第1号ロの基準による場合の認定の申請をする場合 前号アの表においてアの読替えをして適用する同号イの表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額</p> <p>エ 非住宅部分で基準省令第1条第1項第1号イの基準による場合の認定の申請をする場合 前号アの表においてアの読替えをして適用する同号ウの表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額</p> <p>(iii) 建築物省エネ法第30条第2項の規定</p>

改正案	改正前
<p>による申出を行う場合における建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請手数料 1件につき、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料の額に次に掲げる区分に応じ、次に定める額を加算した額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(112) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に係る申請手数料（次号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。） 1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額（同号において「建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定手数料の額」という。）</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(113) 建築物省エネ法第36条第2項の規定により準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出を行う場合における建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に係る申請手数料 1件につき、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定手数料の額に次に掲げる区分に応じ、次に定める額を加算した額</p> <p>ア及びイ 略</p>	<p>による申出を行う場合における建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請手数料 1件につき、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料の額に次に掲げる区分に応じ、次に定める額を加算した額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(112) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に係る申請手数料（次号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。） 1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額（同号において「建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定手数料の額」という。）</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(113) 建築物省エネ法第31条第2項の規定により準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出を行う場合における建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に係る申請手数料 1件につき、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定手数料の額に次に掲げる区分に応じ、次に定める額を加算した額</p> <p>ア及びイ 略</p>

(別掲 1)

改 正 案

(106) 建築物省エネ法第 12 条第 1 項の規定により提出し、又は建築物省エネ法第 13 条第 2 項の規定により通知する建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物消費性能基準に適合するかどうかの判定の手数料 1 件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

ア 非住宅部分である認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物（建築物省エネ法第 37 条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第 34 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合における同項に規定する他の建築物をいう。以下「他の建築物」という。）以外の建築物（以下「主たる建築物」という。）で、次の表の中欄又は右欄の判定を行う場合 同表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額

建築物の区分		標準入力法等による基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号イの基準をいう。以下同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合	モデル建物法による基準（基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準をいう。以下同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合
工場等（建築基準法上の用途が工場（自動車修理工場を含む。）、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増	床面積が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	262,000 円	107,600 円
	床面積が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	336,700 円	139,200 円

改 正 案

殖場若しくは養殖場、倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設であるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)以外	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	476,500円	219,500円
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	584,700円	283,700円
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	689,400円	339,000円
	床面積が25,000平方メートル以上のもの	785,200円	396,200円
工場等	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	36,800円	32,900円
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	47,600円	42,800円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	99,900円	94,000円
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	143,300円	136,800円

改 正 案

床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	174,900円	167,700円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	214,100円	205,800円

イ 非住宅部分である他の建築物で、次の表の中欄又は右欄の判定を行う場合 同表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額

建築物の区分	標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,000円	19,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,400円	28,400円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	76,400円	76,400円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	118,400円	118,400円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	148,400円	148,400円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	184,400円	184,400円

(別掲 1)

改 正 前

(106) 建築物省エネ法第12条第1項の規定により提出し、又は建築物省エネ法第13条第2項の規定により通知する建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物消費性能基準に適合するかどうかの判定の手数料 1件につき、次の表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額

建築物の区分		非住宅部分で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年／経済産業省／国土交通省／令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号イの基準に適合するかどうかの判定を行う場合	非住宅部分で基準省令第1条第1項第1号ロの基準に適合するかどうかの判定を行う場合
工場等（建築基準法上の用途が工場（自動車修理工場を含む。）、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	336,700円	139,200円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	476,500円	219,500円
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	584,700円	283,700円
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	689,400円	339,000円

改正前

却場その他の処理施設であるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)以外	床面積が25,000平方メートル以上のもの	785,200円	396,200円
工場等	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	47,600円	42,800円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	99,900円	94,000円
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	143,300円	136,800円
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	174,900円	167,700円
	床面積が25,000平方メートル以上のもの	214,100円	205,800円

(別掲2)

改 正 案

(Ⅳ) 建築物省エネ法第12条第2項の規定により提出し、又は建築物省エネ法第13条第3項の規定により通知する変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物消費性能基準に適合するかどうかの判定の手数料 1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

ア 非住宅部分の床面積を増加しようとする場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

(1) 主たる建築物の場合 次の表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額

建築物の区分		標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合
工場等以外	増加をしようとする非住宅部分の床面積が300平方メートル未満のもの	211,800円	86,800円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	262,000円	107,600円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	336,700円	139,200円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	476,500円	219,500円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	584,700円	283,700円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	689,400円	339,000円

改 正 案

	増加をしようとする非住宅部分の床面積が25,000平方メートル以上のもの	785,200円	396,200円
工場等	増加をしようとする非住宅部分の床面積が300平方メートル未満のもの	29,700円	26,200円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	36,800円	32,900円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	47,600円	42,800円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	99,900円	94,000円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	143,300円	136,800円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	174,900円	167,700円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が25,000平方メートル以上	214,100円	205,800円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が25,000平方メートル以上のもの		

(4) 他の建築物の場合 次の表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額

建築物の区分	標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合

改 正 案

増加をしようとする非住宅部分の床面積が300平方メートル未満のもの	10,000円	10,000円
増加をしようとする非住宅部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,000円	19,000円
増加をしようとする非住宅部分の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,400円	28,400円
増加をしようとする非住宅部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	76,400円	76,400円
増加をしようとする非住宅部分の床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	118,400円	118,400円
増加をしようとする非住宅部分の床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	148,400円	148,400円
増加をしようとする非住宅部分の床面積が25,000平方メートル以上のもの	184,400円	184,400円

イ その他の場合（非住宅部分に限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

(7) 主たる建築物の場合 次の表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額

建築物の区分		標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合
工場等以外	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	131,000円	53,800円
	床面積が1,000平方メートル	168,400円	69,600円

改 正 案

	以上2,000平方メートル未満のもの		
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	238,300円	109,800円
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	292,400円	141,900円
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	344,700円	169,500円
	床面積が25,000平方メートル以上のもの	392,600円	198,100円
工場等	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	18,400円	16,500円
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円	21,400円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	50,000円	47,000円
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	71,700円	68,400円
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	87,500円	83,900円
	床面積が25,000平方メートル以上のもの	107,100円	102,900円

(4) 他の建築物の場合 次の表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、

改 正 案

同表の中欄又は右欄に定める額

建築物の区分	標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合
床面積が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	9,500円	9,500円
床面積が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	14,200円	14,200円
床面積が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	38,200円	38,200円
床面積が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	59,200円	59,200円
床面積が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	74,200円	74,200円
床面積が25,000平方メートル以上 のもの	92,200円	92,200円

(別掲 2)

改 正 前

(Ⅱ) 建築物省エネ法第12条第2項の規定により提出し、又は建築物省エネ法第13条第3項の規定により通知する変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物消費性能基準に適合するかどうかの判定の手数料 1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

ア 非住宅部分の床面積を増加しようとする場合 次の表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額

建築物の区分		増加をしようとする非住宅部分で基準省令第1条第1項第1号イの基準に適合するかどうかの判定を行う場合	増加をしようとする非住宅部分で基準省令第1条第1項第1号ロの基準に適合するかどうかの判定を行う場合
工場等以外	増加をしようとする非住宅部分の床面積が300平方メートル未満のもの	211,800円	86,800円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	336,700円	139,200円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	476,500円	219,500円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	584,700円	283,700円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	689,400円	339,000円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が25,000平方メートル以上のもの	785,200円	396,200円

改 正 前

工 場 等	増加をしようとする非住宅部分の床面積が300平方メートル未満のもの	29,700円	26,200円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	47,600円	42,800円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	99,900円	94,000円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	143,300円	136,800円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	174,900円	167,700円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が25,000平方メートル以上のもの	214,100円	205,800円

イ その他の場合 次の表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額

建築物の区分		非住宅部分で基準省令第1条第1項第1号イの基準に適合するかどうかの判定を行う場合	非住宅部分で基準省令第1条第1項第1号ロの基準に適合するかどうかの判定を行う場合
工 場 等 以 外	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	168,400円	69,600円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	238,300円	109,800円

改正前

	のもの		
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	292,400円	141,900円
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	344,700円	169,500円
	床面積が25,000平方メートル以上のもの	392,600円	198,100円
工場等	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円	21,400円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	50,000円	47,000円
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	71,700円	68,400円
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	87,500円	83,900円
	床面積が25,000平方メートル以上のもの	107,100円	102,900円

手数料条例改正に係る「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正概要

建築物省エネ法における現行制度と改正法との比較(規制措置)

	現行制度		改正法	
	建築物	住宅	建築物	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	特定建築物 適合義務 【建築確認手続に連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	特定建築物 適合義務 【建築確認手続に連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	適合義務 【建築確認手続に連動】	所管行政庁の審査手続を合理化 ⇒ 監督(指示・命令等)の実施に重点化
小規模 (300㎡未満)	努力義務 【省エネ性能向上】	努力義務 【省エネ性能向上】	努力義務 【省エネ基準適合】 + 建築士から建築主への説明義務	努力義務 【省エネ基準適合】 + 建築士から建築主への説明義務
		トップランナー制度* 【トップランナー基準適合】 対象住宅 持家 建売戸建		トップランナー制度* 【トップランナー基準適合】 対象の拡大 対象住宅 持家 建売戸建 注文戸建 賃貸アパート

*大手住宅事業者について、トップランナー基準への適合状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認める場合、国土交通大臣の勧告・命令等の対象とする。

他の建築物から供給される熱や電力に係る評価方法の合理化

現状・課題

現状

- 一の建築物に専用熱源・電源を設置する場合には、個別の熱源・電源の性能を評価し、建築物の省エネ性能を評価することができる。
- 一方で、他の建築物から熱や電力の供給を受ける建築物の省エネ性能を評価する場合には、他の建築物から供給される熱や電力については、「他人から供給された熱」等として一次エネルギー換算係数について固定値*が適用される。

※熱: 1.36kJ/kJ、電力: 9760kJ/1kW時

課題

- 改正建築物省エネ法による複数建築物の認定制度の創設に伴い、当該制度に基づく認定を受けた場合には、熱や電力を供給する他の建築物の熱源・電源を特定できるようになることから、他の建築物から熱や電力の供給を受ける建築物の省エネ性能の評価方法を合理化することが必要。

対応案

- 複数建築物の認定制度に基づく認定を受けている場合には、他の建築物から熱や電力の供給を受ける建築物の省エネ性能を評価するにあたり、他の建築物に設置された個別の熱源・電源の性能に応じた評価ができることとする。

複数建築物の認定制度における認定対象の範囲

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第1号
提出課	税務課・収納課

令和3年度市税総括表

単位：千円

税目	令和2年度			令和3年度		
	当初予算額 A	決算見込額 B	比較 (B-A)/A(%)	当初予算額 C	比較	
					対前年度 当初予算 (C-A)/A(%)	対前年度 決算見込 (C-B)/B(%)
市民税	11,609,304	12,429,238	7.1	10,930,606	△ 5.8	△ 12.1
・個人市民税	9,076,784	9,306,802	2.5	8,739,697	△ 3.7	△ 6.1
現年課税分	8,992,650	9,228,373	2.6	8,659,923	△ 3.7	△ 6.2
(均等割)	345,786	348,246	0.7	343,047	△ 0.8	△ 1.5
(所得割)	8,646,864	8,880,127	2.7	8,316,876	△ 3.8	△ 6.3
滞納繰越分	84,134	78,429	△ 6.8	79,774	△ 5.2	1.7
・法人市民税	2,532,520	3,122,436	23.3	2,190,909	△ 13.5	△ 29.8
現年課税分	2,529,282	3,119,198	23.3	2,185,749	△ 13.6	△ 29.9
(均等割)	549,486	537,442	△ 2.2	537,713	△ 2.1	0.1
(法人税割)	1,979,796	2,581,756	30.4	1,648,036	△ 16.8	△ 36.2
滞納繰越分	3,238	3,238	0.0	5,160	59.4	59.4
固定資産税	15,269,690	15,488,627	1.4	15,006,070	△ 1.7	△ 3.1
・純固定資産税	15,227,030	15,445,967	1.4	14,963,500	△ 1.7	△ 3.1
現年課税分	15,118,990	15,348,560	1.5	14,859,137	△ 1.7	△ 3.2
(土地)	3,574,641	3,562,789	△ 0.3	3,490,189	△ 2.4	△ 2.0
(家屋)	5,610,901	5,614,416	0.1	5,242,644	△ 6.6	△ 6.6
(償却資産)	5,933,448	6,171,355	4.0	6,126,304	3.3	△ 0.7
滞納繰越分	108,040	97,407	△ 9.8	104,363	△ 3.4	7.1
・国有資産等交付金	42,660	42,660	0.0	42,570	△ 0.2	△ 0.2
軽自動車税	699,261	704,255	0.7	725,096	3.7	3.0
・環境性能割	30,305	30,305	0.0	32,034	5.7	5.7
現年課税分	30,305	30,305	0.0	32,034	5.7	5.7
・種別割	668,956	673,950	0.7	693,062	3.6	2.8
現年課税分	663,111	668,105	0.8	687,131	3.6	2.8
滞納繰越分	5,845	5,845	0.0	5,931	1.5	1.5
市たばこ税	1,192,134	1,177,863	△ 1.2	1,177,684	△ 1.2	△ 0.0
現年課税分	1,192,134	1,177,863	△ 1.2	1,177,684	△ 1.2	△ 0.0
入湯税	33,614	15,210	△ 54.8	17,067	△ 49.2	12.2
現年課税分	33,614	15,210	△ 54.8	17,067	△ 49.2	12.2
都市計画税	1,077,708	1,077,708	0.0	1,031,078	△ 4.3	△ 4.3
現年課税分	1,070,099	1,070,099	0.0	1,023,397	△ 4.4	△ 4.4
(土地)	478,842	478,842	0.0	467,198	△ 2.4	△ 2.4
(家屋)	591,257	591,257	0.0	556,199	△ 5.9	△ 5.9
滞納繰越分	7,609	7,609	0.0	7,681	0.9	0.9
市税合計	29,881,711	30,892,901	3.4	28,887,601	△ 3.3	△ 6.5
現年課税分	29,672,845	30,700,373	3.5	28,684,692	△ 3.3	△ 6.6
滞納繰越分	208,866	192,528	△ 7.8	202,909	△ 2.9	5.4

歳入科目 (P20～P21)	1款1項1目	個人市民税
----------------	--------	-------

個人市民税 (現年課税分) 8,659,923千円

単位：千円

年度 区分	令和2年度 A	令和3年度 B	前年度比 C (B-A)/A	令和2年度 決算見込額 D
均等割	345,786	343,047	△ 0.8 %	348,246
所得割	8,646,864	8,316,876	△ 3.8 %	8,880,127
合計	8,992,650	8,659,923	△ 3.7 %	9,228,373

均等割については納税義務者数の減少、所得割については給与所得などの減少が見込まれることから、前年度比3.7%減を見込んだ。

歳入科目 (P20～P23)	1款1項2目	法人市民税
----------------	--------	-------

法人市民税 (現年課税分) 2,185,749千円

単位：千円

年度 区分	令和2年度 A	令和3年度 B	前年度比 C (B-A)/A	令和2年度 決算見込額 D
均等割	549,486	537,713	△ 2.1 %	537,442
法人数 (社)	4,602	4,598	△ 0.1 %	4,595
法人税割	1,979,796	1,648,036	△ 16.8 %	2,581,756
合計	2,529,282	2,185,749	△ 13.6 %	3,119,198

均等割については納税義務者数の減少、法人税割については製造業を中心に経常利益の減少と税率引下げの影響が見込まれることから、前年度比13.6%減を見込んだ。

歳入科目 (P22～P23)	1款2項1目	固定資産税
----------------	--------	-------

純固定資産税 (現年課税分) 14,859,137千円

土地

単位：千円

年度 区分	令和2年度 A	令和3年度 B	前年度比 C (B-A)/A	令和2年度 決算見込額 D
税 額	3,574,641	3,490,189	△ 2.4 %	3,562,789
地 積 (㎡)	487,179,299	486,270,113	△ 0.2 %	486,714,423

評価替えに伴う減価等により、前年度比2.4%減を見込んだ。

令和3年度 課税標準額	令和2年度決算見込 課税標準額	257,826,697
	令和2年中 異動分	780,201
	令和2年中 評価替減価・負担調整	△ 6,687,683
	差引課税標準額	251,919,215

家屋

単位：千円

年度 区分	令和2年度 A	令和3年度 B	前年度比 C (B-A)/A	令和2年度 決算見込額 D
税 額	5,610,901	5,242,644	△ 6.6 %	5,614,416
床面積 (㎡)	18,571,444	18,652,508	0.4 %	18,573,830

評価替えに伴う減価等により、前年度比6.6%減を見込んだ。

令和3年度 課税標準額	令和2年度決算見込 課税標準額	406,494,283
	令和2年中 新・増築分	11,436,951
	令和2年中 評価替減価・減失分等	△ 39,521,162
	差引課税標準額	378,410,072

償却資産

単位：千円

年度 区分	令和2年度 A	令和3年度 B	前年度比 C (B-A)/A	令和2年度 決算見込額 D
税 額	5,933,448	6,126,304	3.3 %	6,171,355
市長決定分 課税標準額	221,314,643	258,155,071	16.6 %	244,025,714
国・県配分 課税標準額	208,390,072	184,036,929	△ 11.7 %	203,120,929
合 計	429,704,715	442,192,000	2.9 %	447,146,643

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における固定資産税の軽減措置に伴う減少を見込む一方、大手製造業における償却資産の増加により、前年度比3.3%増を見込んだ。

歳入科目 (P22～P23)	1款2項2目	国有資産等所在市町村交付金
----------------	--------	---------------

国有資産等所在市町村交付金 42,570千円

単位：千円

区 分 \ 年 度	令和2年度 A	令和3年度 B	前年度比 C (B-A)/A	令和2年度 決算見込額 D
税 額	42,660	42,570	△ 0.2 %	42,660
国：算定標準額	492,132	499,321	1.5 %	492,132
県：算定標準額	2,555,081	2,541,447	△ 0.5 %	2,555,081
合 計	3,047,213	3,040,768	△ 0.2 %	3,047,213

国有資産において国有林用地の評価見直しによる評価額の増加があったものの、既存の交付対象資産評価額の減少により、前年度比0.2%減を見込んだ。

歳入科目 (P22~P23)	1款3項1目	環境性能割
----------------	--------	-------

軽自動車税環境性能割 (現年課税分) 32,034千円

単位：千円

年度 区分	令和2年度 A	令和3年度 B	前年度比 C (B-A)/A	令和2年度 決算見込額 D
税額	30,305	32,034	5.7%	30,305

税率の臨時的軽減が令和3年12月末に終了予定であることから、前年度比5.7%増を見込んだ。

歳入科目 (P22~P25)	1款3項2目	種別割
----------------	--------	-----

軽自動車税種別割 (現年課税分) 687,131千円

単位：千円

年度 区分	令和2年度 A	令和3年度 B	前年度比 C (B-A)/A	令和2年度 決算見込額 D
税額	663,111	687,131	3.6%	668,105
課税台数 (台)	97,016	96,851	△0.2%	97,131

新税率適用車両及び重課税率適用車両の増加が見込まれることから、前年度比3.6%増を見込んだ。

歳入科目 (P24～P25)	1款4項1目	市たばこ税
----------------	--------	-------

市たばこ税 (現年課税分) 1, 177, 684千円

単位：千円

年度 区分	令和2年度 A	令和3年度 B	前年度比 C (B-A)/A	令和2年度 決算見込額 D
税 額	1, 192, 134	1, 177, 684	△ 1.2 %	1, 177, 863
課税標準数量 (千本)	215, 256	199, 338	△ 7.4 %	213, 019
一般品分	202, 388	186, 470	△ 7.9 %	200, 151
手持品課税分 [※]	12, 868	12, 868	0.0 %	12, 868

※手持品課税分…税額改定前の保有たばこについて、増額分を課税するもの

消費本数の減少を見込み、前年度比1.2%減を見込んだ。

歳入科目 (P26～P27)	1款5項1目	入湯税
----------------	--------	-----

入湯税 (現年課税分) 17, 067千円

単位：千円

年度 区分	令和2年度 A	令和3年度 B	前年度比 C (B-A)/A	令和2年度 決算見込額 D
税 額	33, 614	17, 067	△ 49.2 %	15, 210
入湯客数 (人)	344, 566	174, 459	△ 49.4 %	155, 782

新型コロナウイルス感染症の影響による入湯客数の減少が続くと見込まれることから、前年度比49.2%減を見込んだ。

歳入科目 (P26～P27)	1款6項1目	都市計画税
----------------	--------	-------

都市計画税 (現年課税分) 1,023,397千円

土地

単位：千円

年度 区分	令和2年度 A	令和3年度 B	前年度比 C (B-A)/A	令和2年度 決算見込額 D
税 額	478,842	467,198	△ 2.4 %	478,842
地 積 (㎡)	29,732,247	29,693,747	△ 0.1 %	29,732,247

評価替えに伴う減価等により、前年度比2.4%減を見込んだ。

令和3年度 課税標準額	令和2年度決算見込 課税標準額	242,153,703
	令和2年中 異動分	721,116
	令和2年中 評価替減価・負担調整	△ 6,820,819
	差引課税標準額	236,054,000

家屋

単位：千円

年度 区分	令和2年度 A	令和3年度 B	前年度比 C (B-A)/A	令和2年度 決算見込額 D
税 額	591,257	556,199	△ 5.9 %	591,257
床面積 (㎡)	10,643,067	10,731,514	0.8 %	10,643,067

評価替えに伴う減価等により、前年度比5.9%減を見込んだ。

令和3年度 課税標準額	令和2年度決算見込 課税標準額	300,934,000
	令和2年中 新・増築分	9,453,469
	令和2年中 評価替減価・減失分等	△ 29,364,536
	差引課税標準額	281,022,933

提出課	財政課
-----	-----

歳入科目 (P 30～P 31)	12 款 1 項 1 目	地方交付税
歳入科目 (P108～P109)	23 款 1 項 1 目	総務債

単位：千円

	本年度	前年度	比較
地方交付税	20,512,000	20,823,000	△311,000
臨時財政対策債	5,698,300	3,733,600	1,964,700

[地方交付税及び実質的な普通交付税の状況]

区分	令和3年度	令和2年度	比較	増減理由等
地方交付税	20,512,000	20,823,000	△311,000	
普通交付税 (ア)	17,633,000	17,843,000	△210,000	・個別算定経費及び公債費等の算入額増による、基準財政需要額の増 ・市税の減収等による基準財政収入額の減 ・臨時財政対策債への振替額の増による減
特別交付税	2,879,000	2,980,000	△101,000	・大雪や災害等の特殊事情を除いた、過年度交付実績に基づく減
臨時財政対策債 (イ) ※1	5,698,300	3,733,600	1,964,700	・交付税の原資となる 税金等の減に伴う振替額の増
実質的な普通交付税 (ア + イ) ※2	23,331,300	21,576,600	1,754,700	

※1 臨時財政対策債は、地方一般財源の不足の一部を国と地方が折半して補填するために、普通交付税として交付されるべき額の一部が臨時財政対策債の発行に振り替えられるものであり、元利償還金の全額が後年度に交付税措置される。

※2 実質的な普通交付税とは、普通交付税と臨時財政対策債を合算したものを指す。

歳入科目 (P78~P79)	18款2項1目	不動産売払収入
----------------	---------	---------

単位：千円

	本年度	前年度	比較
土地、建物売払収入	87,946	81,404	6,542

1 土地売払収入 65,583 (旧上越市土地開発公社分を除く)

(1) 普通財産 51,572

No.	財産名称	所在	面積(予定)(㎡)
①	旧三ツ屋駐在所敷地	三ツ屋町	115.17
②	旧古城保育園	港町一丁目	1,490.17
③	黒井藤野新田線重川排水機場	大字下吉新田	520.55
④	国道8号線柿崎第二保育園隣接地	柿崎区柿崎	683.18
⑤	面積狭隘地 ^{きょうあい} 5件	市内一円	500.00

(2) 旧法定外公共物 10,000

(3) 割賦販売 4件 4,011

No.	財産名称	所在	面積(㎡)	金額
①	黒井地内市有地	大字黒井	128.71	188
②	いたくら亭敷地	板倉区針	1,657.53	1,559
③	旧中郷ひばり荘	中郷区江口	6,504.71	1,403
④	吉川旧東田中小学校	吉川区東田中	4,181.73	861

2 土地売払収入(旧上越市土地開発公社分) 22,175

割賦販売 2件 22,175

No.	財産名称	所在	面積(㎡)	金額
①	リージョンプラザ上越周辺地区整備事業④	富岡	5,025.08	20,760
②	リージョンプラザ上越周辺地区整備事業④	富岡	309.68	1,415

3 建物売払収入 188

割賦販売 1件 188

No.	財産名称	所在	面積(㎡)	金額
①	地球環境学校旧中ノ俣宿泊施設	大字中ノ俣	177.00	188

歳出科目 (P122～P123)	2款1項1目	一般管理費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
庁舎管理費	158,704	162,115	△3,411

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	599	一般財源	153,883
財産収入	2,310	需用費	51,947
諸収入	1,912	役務費	14,039
		委託料	81,909
		使用料及び賃借料	4,738
		備品購入費	1,612
		負担金補助及び交付金	2,484

○市役所庁舎の維持管理費等 155,360

【目的】

木田庁舎等を適切に管理し、来庁者などの施設利用者の安全性及び快適性を確保する。

【実施内容】

主な営繕修繕

- ・木田第一庁舎南東面・北西面外構修繕工事 2,200
- ・木田庁舎周辺駐車場区画線等修繕工事 942

主な管理業務委託

- ・木田庁舎総合管理業務委託 55,453
- ・木田庁舎建築物定期点検業務委託 7,507
- ・木田庁舎周辺樹木剪定・伐採等業務委託 3,026
- ・木田庁舎電話交換機保守点検業務委託 2,640
- ・木田第一庁舎省エネルギー設備保守点検業務委託 2,310
- ・木田第一庁舎エレベーター保守点検管理業務委託 1,393
- ・木田庁舎周辺樹木管理業務委託 1,936

木田第二庁舎（旧ガス水道局庁舎）維持管理経費

- ・光熱水費 9,813
- ・GHPエアコン点検業務委託 1,705
- ・機械警備業務委託 440

○ダイアパレス高田駅前諸室の維持管理費 3,344

【目的】

市有財産であるダイアパレス高田駅前諸室の適切な維持管理を行う。

【実施内容】

ダイアパレス高田駅前の店舗共用部分及び市が所有する202号室（旧高田駅前コミュニティルーム）、203号室（令和2年度から新潟県警察本部へ貸付中）の維持管理を行う。

歳出科目 (P122～P123)	2款1項1目	一般管理費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
庁舎整備事業	447,553	368,549	79,004

主な財源		主な経費	
市債	286,300	需用費	325
一般財源	161,253	委託料	13,473
		使用料及び賃借料	35
		工事請負費	419,485
		備品購入費	14,235

【目的】

庁舎再編に当たり、木田庁舎の改修を行い、機能維持と長寿命化を図るとともに、令和2年度に取得した木田第二庁舎の改修及び維持管理を行う。

【実施内容】

主な委託料

- ・木田庁舎サイン改修業務委託 10,304
- ・備品運搬業務委託 2,824

主な庁舎改修工事

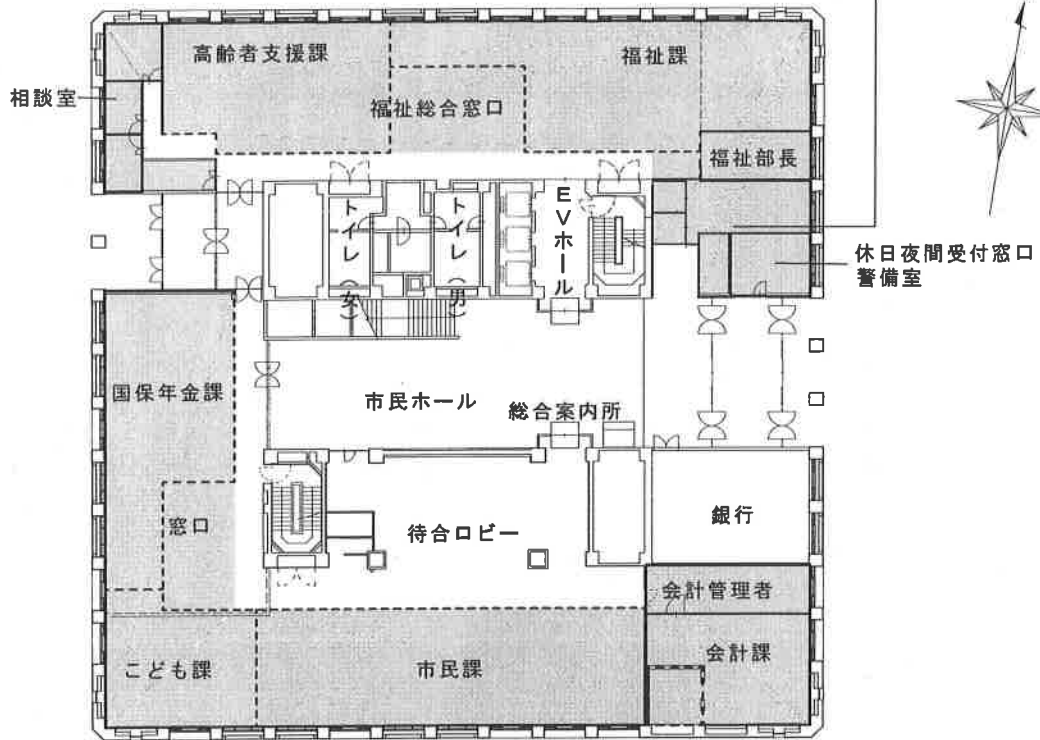
- ・木田第二庁舎改修工事 234,586
※令和元年市議会3月定例会において債務負担行為を設定済
- ・木田第一庁舎おもいやり駐車場改修及び時間外受付窓口移設工事 88,814
※令和2年市議会12月定例会において債務負担行為を設定済
- ・木田庁舎電話交換機更新及び内線電話機無線化工事 72,204
※令和2年市議会12月定例会において債務負担行為を設定済
- ・木田第一庁舎1階（市民課～こども課～国保年金課）受付窓口改修工事 20,515

庁用備品購入費

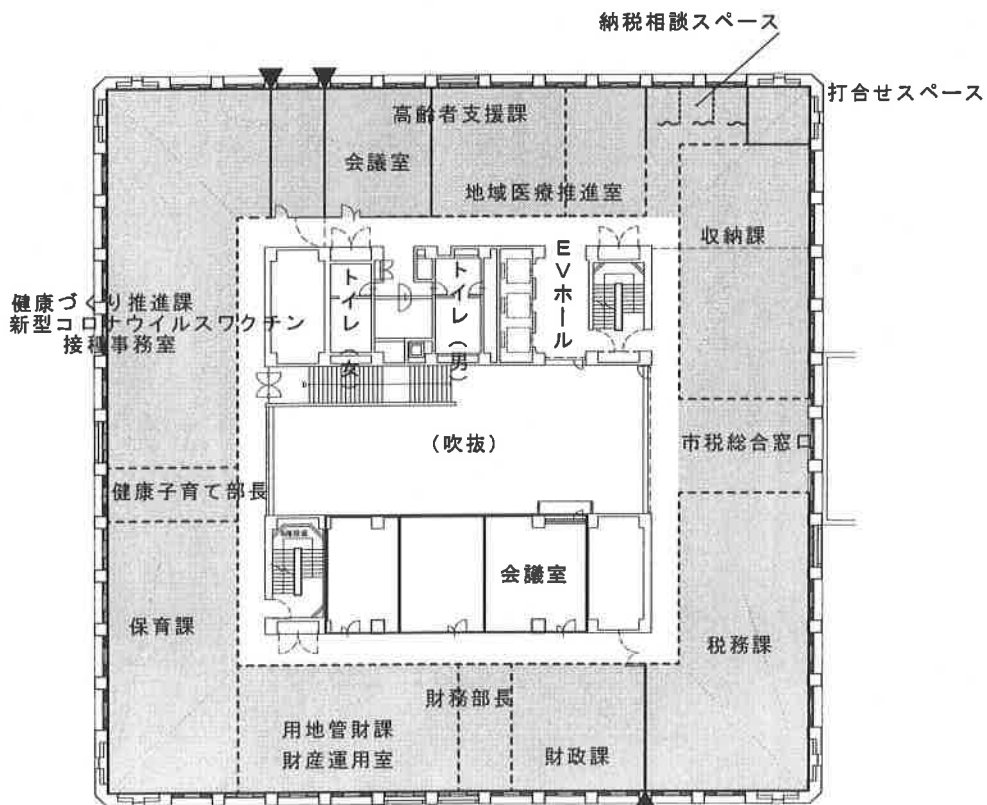
- ・窓口改修に伴う待合用長椅子等購入 14,235

庁舎再編後の各課等配置（案）（木田第一庁舎）

市民相談センター
消費生活センター
オンブズパーソン事務局

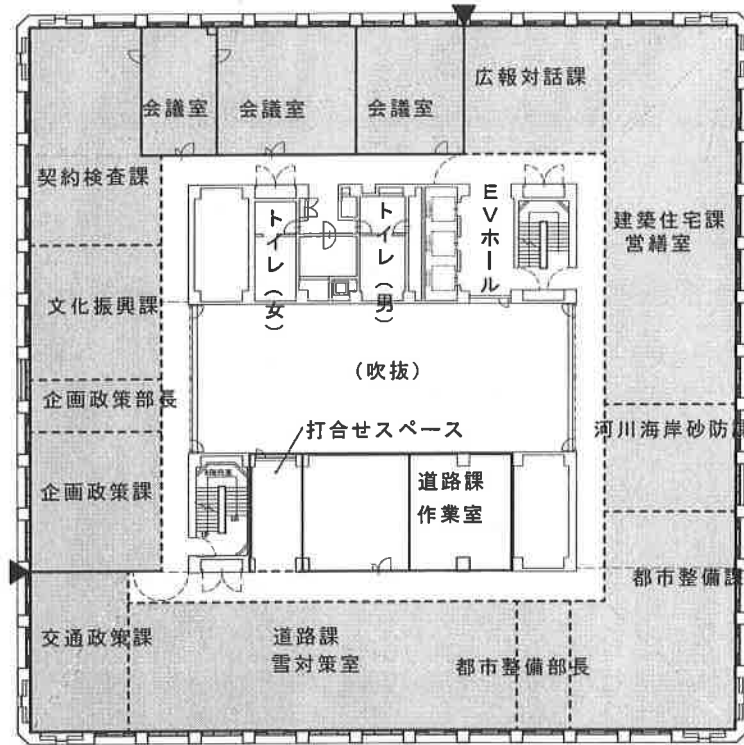


1階平面図

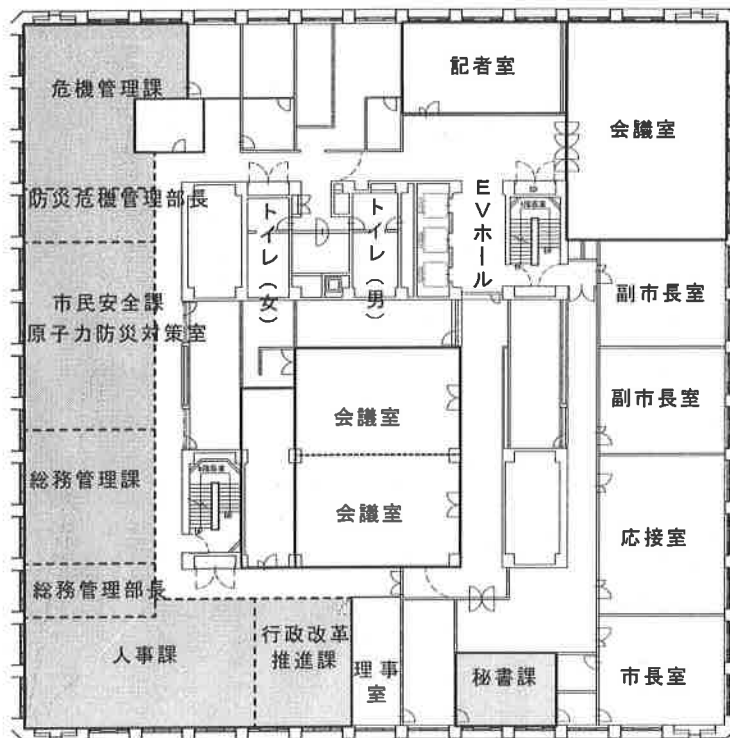


2階平面図

庁舎再編後の各課等配置（案）（木田第一庁舎）

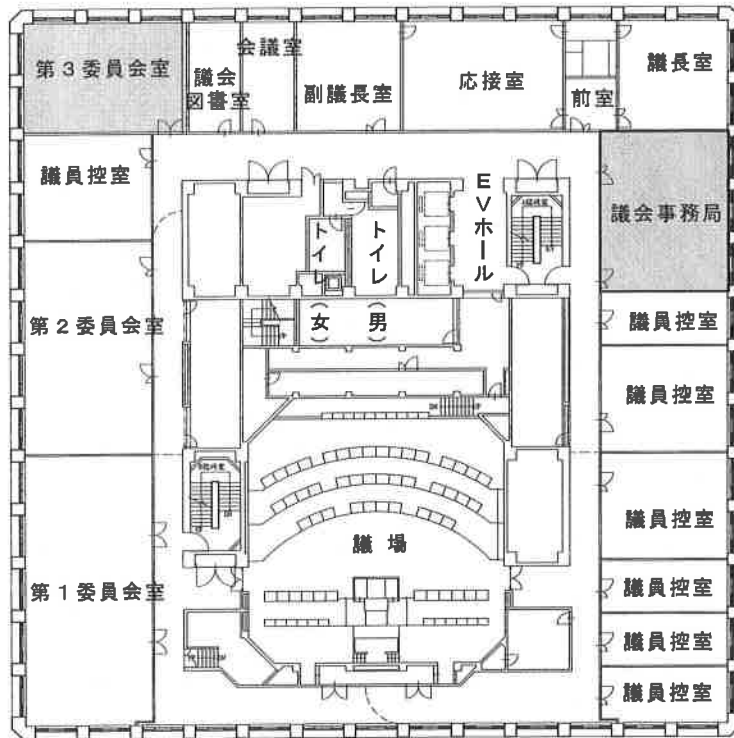


3階平面図



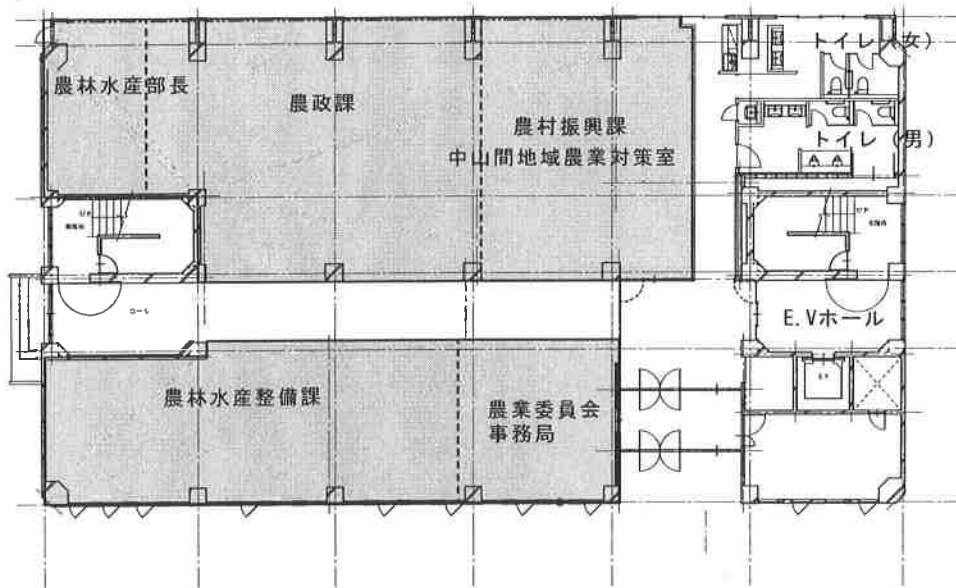
4階平面図

庁舎再編後の各課等配置（案）（木田第一庁舎）

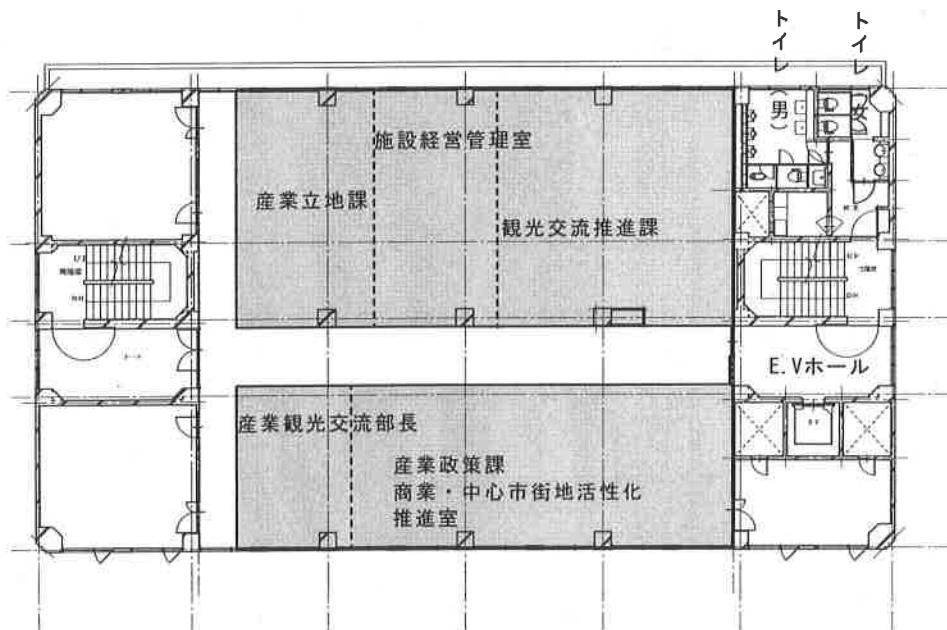


5階平面図

庁舎再編後の各課等配置（案）（木田第二庁舎）

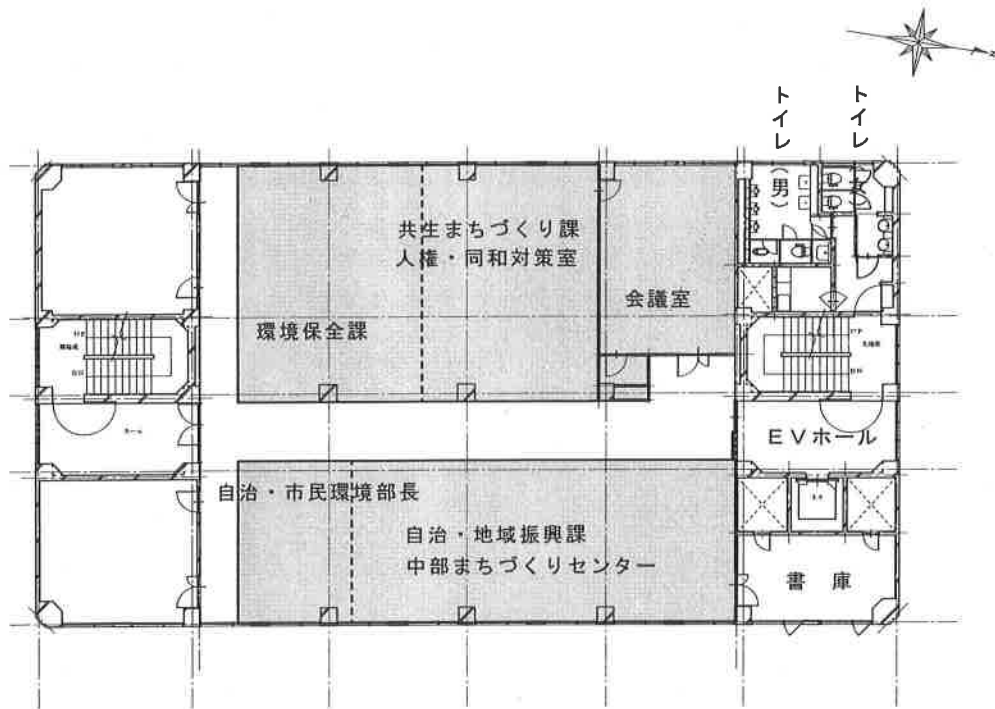


1階平面図

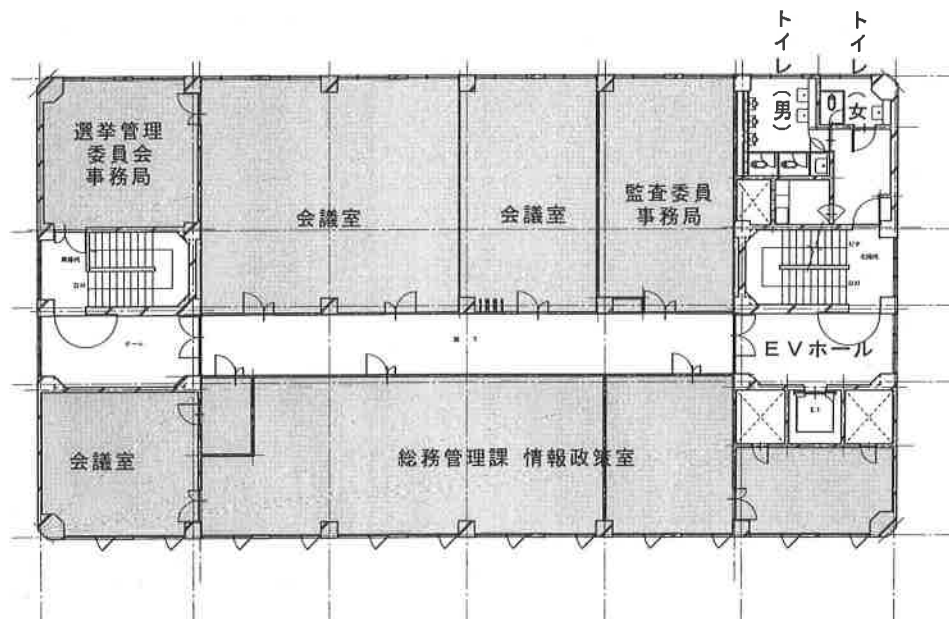


2階平面図

庁舎再編後の各課等配置（案）（木田第二庁舎）

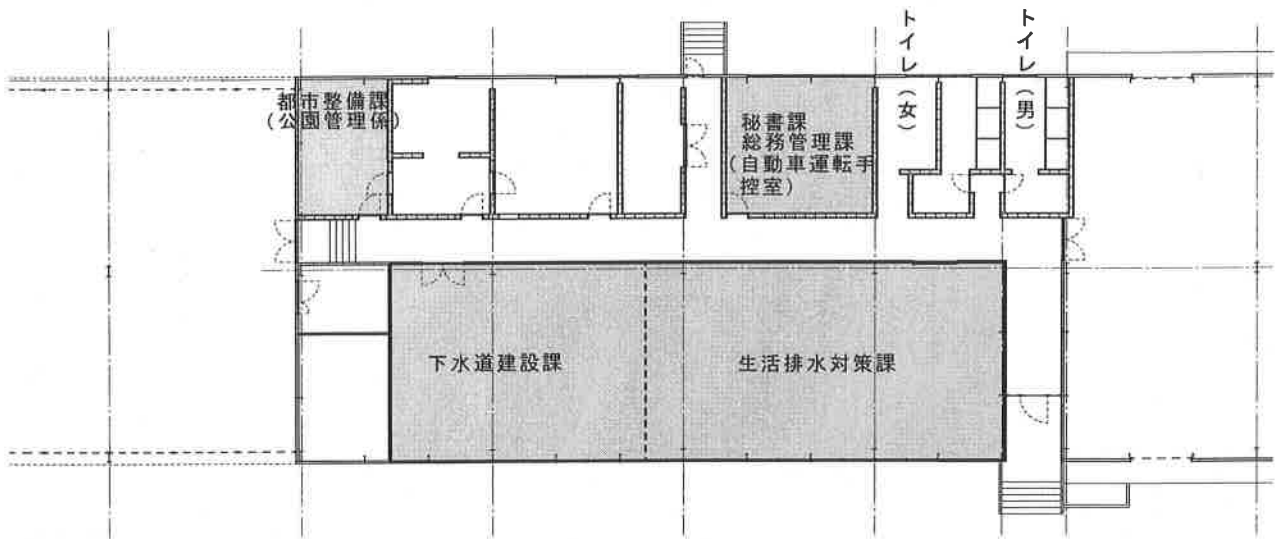


3階平面図



4階平面図

庁舎再編後の各課等配置（案）（木田第三庁舎）



1階平面図

提出課	財政課
-----	-----

歳出科目 (P128～P129)	2款1項6目	財産管理費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
減債基金積立金	22,176	32,574	△10,398

主な財源		主な経費	
財産収入	22,176	積立金	22,176

【目的】

市債の償還及び適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営を図る。

【実施内容】

積立金 22,176

内訳		
第三セクター等改革推進債繰上償還分積立額		22,175
基金繰替運用利子積立額		1

<参考>

[減債基金の令和3年度末残高見込み]

	右記以外の市債償還分	第三セクター等改革推進債繰上償還分			減債基金残高
		積立金	繰入金	残高	
令和2年度末	(残高) 28,218 ①	86,972	191,896	0 ②	28,218 (①+②)
令和3年度末	(積立金) 1 ③	22,175	0	22,175 ④	50,394 (①+③+④)

※端数処理のため、表中の計が一致しない場合がある。

提出課	用地管財課
-----	-------

歳出科目 (P128～P129)	2款1項6目	財産管理費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
財産管理費	64,598	86,386	△21,788

主な財源		主な経費	
諸収入	4,522	報酬	1,416
一般財源	60,076	委託料	21,740
		需用費	4,032
		使用料及び賃借料	3,916
		役務費	32,243

○公有財産の保険加入 31,705

【目的】

公有財産の災害による損害及び市が賠償責任を負うことによって生じる損害を補填する。

【実施内容】

各種保険へ適切に加入（継続）し、不測の事態に備える。

区分	対象数等	保険料
建物総合損害共済	2,753 件	20,242
自動車損害共済	814 台	10,402
市民総合賠償補償保険	190,000 人	1,061

○公有財産の適切な管理 32,893

【目的】

公有財産を適切に管理し、売払いや貸付けによる財源確保を図るとともに、維持管理経費の節減を図る。

【3年度目標】

- ・普通財産の売払収入 87,946
- ・普通財産の貸付収入 127,693

【実施内容】

- ・普通財産の修繕や維持管理委託など 13,093
- ・普通財産の売払いや貸付けに必要な測量及び不動産鑑定委託 6,512
- ・公有財産管理システムの管理・運用 2,464

歳出科目 (P136～P137)	2款1項12目	用地取得管理費
------------------	---------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
用地取得管理費	6,265	5,491	774

主な財源		主な経費	
一般財源	6,265	報酬	3,968
		需用費	33
		共済費	731
		委託料	605
		旅費	182
		使用料及び賃借料	302

【目的】

公共事業用地の取得及び損失補償等に関する事務を適正かつ効率的に行い、事業の円滑な推進を図るとともに、取得土地に関する登記事務の確実な執行により、財産及び権利の保全を図る。

【実施内容】

- ・公共用地の取得事務及び登記事務
- ・新規認定市道敷地の登記
- ・開発行為による帰属登記
- ・取得済未登記土地の解消に向けた調査及び登記
- ・北陸地区用地対策連絡会の研修会等への参加による土地評価、補償算定技能向上及び補償困難実例に対する情報収集等

〔未登記土地等の処理案件（筆数）〕

区分	令和2年3月末現在			令和3年1月31日現在					合計 A+B
	未登記 土地 ①	権原の確 認がで き ない土地 ②	合計	未登記土地※1		権原の確認ができない土地※2			
				登記 処理済 ③	残数 A (①-③)	処理済 ※3 ④	対象外 ※4 ⑤	残数 B (②-④-⑤)	
合併前 上越市	6,130	53	6,183	117	6,013	0	0	53	6,066
安塚区	62	0	62	0	62	0	0	0	62
浦川原区	1,273	4	1,277	0	1,273	4	0	0	1,273
大島区	21	0	21	0	21	0	0	0	21
牧区	1,052	566	1,618	0	1,052	0	0	566	1,618
柿崎区	1,889	15	1,904	0	1,889	9	6	0	1,889
大潟区	383	15	398	10	373	0	0	15	388
頸城区	620	0	620	0	620	0	0	0	620
吉川区	144	40	184	0	144	0	0	40	184
中郷区	63	0	63	0	63	0	0	0	63
板倉区	64	187	251	0	64	0	0	187	251
清里区	617	673	1,290	1	616	15	44	614	1,230
三和区	784	0	784	0	784	0	0	0	784
名立区	1,473	0	1,473	18	1,455	0	0	0	1,455
合計	14,575	1,553	16,128	146	14,429	28	50	1,475	15,904

- ※1 「未登記土地」とは、土地売買契約書等により、市に所有権があることを確認できたものの、市への所有権移転登記が未了の土地をいう。
- ※2 「権原の確認ができない土地」とは、公共の用に供している土地のうち、土地売買契約書等の存在が確認できないため、市の所有権が確認できない土地をいう。
- ※3 土地所有者との使用貸借契約の締結による権原の確保をもって「処理済」としている。
- ※4 詳細調査の結果、市道又は林道など公共の用に供していないことが明らかになったため、対象外の取扱いとするもの

[未登記土地処理件数 (筆数)]

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
203	221	223	206	146

※令和 2 年度は、令和 3 年 1 月 31 日現在

今後の処理について

- ・未登記土地の処理については、市への所有権移転登記を毎年度 200 筆程度行う。
- ・権原の確認ができず、不適正に課税されていた土地については、引き続き非課税措置を進め、納税義務者へ還付金を還付していく。

歳出科目 (P144～P145)	2 款 1 項 22 目	駐車場管理費
------------------	--------------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
駐車場管理費	3,579	25,073	△21,494

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	2,926	需用費	295
諸収入	217	役務費	361
一般財源	436	委託料	2,900
		使用料及び賃借料	23

【目的】

駐車場を設置し、市民の利便性の向上及び道路交通の円滑化に資するとともに、駐車場を適切に管理し、利用者の安全性及び快適性を確保する。

【3 年度目標】

年間利用台数 大手町駐車場 34,000 台 高田駅前立体駐輪駐車場 27,700 台
直江津駅南口駐車場 21,000 台

【実施内容】

大手町駐車場及び高田駅前立体駐輪駐車場の管理

- ・指定管理者 上越市本町三丁目商店街振興組合
- ・指定期間 令和元年度～令和5年度（5年間）
- ・賠償責任保険、長期放置自転車処理業務委託等 217

直江津駅南口駐車場の管理

- ・消耗品、電気料金等 437
- ・施設管理業務委託、機器保守点検業務委託 2,125
- ・除排雪業務委託 364

その他の駐車場施設の管理

- ・高速道頸城バス停車場除草業務等委託 31
- ・二本木駅前駐車場維持管理等 405

<参考>

[施設の概要]

		大手町駐車場	高田駅前 立体駐輪駐車場	直江津駅 南口駐車場
開設時期		平成10年6月	平成13年8月	平成24年11月
開設時間		24時間全自動無人駐車場		
駐車台数 (台)	自動車	62	49	100
	自転車	—	418	—
	自動二輪車	—	17	—

※直江津駅南口駐車場は、旧上越市土地開発公社により平成12年4月設置

[利用状況]

(台)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
大手町駐車場	32,392	30,163	21,831
高田駅前立体駐輪駐車場	25,888	24,388	15,931
直江津駅南口駐車場	24,341	25,563	11,739

※令和2年度は、令和3年1月31日現在

歳出科目 (P144～P145)	2 款 1 項 22 目	駐車場管理費
------------------	--------------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
上越妙高駅駐車場等管理費	14,507	14,240	267

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	14,507	需用費	1,757
		役員費	817
		委託料	11,418
		使用料及び賃借料	515

【目的】

上越妙高駅駐車場等の維持管理を適切に行い、駅利用者に安全・安心、かつ快適な利用環境を提供する。

【3 年度目標】

年間利用台数 186,000 台

【実施内容】

上越妙高駅駐車場等の管理

- ・ 消耗品、電気料金等 2,574
- ・ 施設管理業務委託、機械保守点検業務委託 7,252
- ・ 除排雪業務委託 4,681

※上越妙高駅駐車場の使用料見直しについて

令和 2 年度は、駐車場使用料の見直しの検討を行ったが、コロナ禍の影響で駐車場の利用が激減したことを受け、適正な使用料の算定が困難となったため、引き続き、駐車場の利用状況を注視しながら検討を継続する。

<参考>

[施設の概要]

		西口駐車場	東口駐車場	東口ロータリー駐車場
開設時期		平成 26 年 10 月	平成 27 年 3 月	平成 27 年 3 月
開設時間		24 時間全自動無人駐車場		
駐車台数 (台)	自動車	95	175	28
	マイクロバス	6	—	—
	自転車・自動二輪車	約 45	約 50	—

[利用状況]

(台)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
西口駐車場	56,834	52,935	17,097
東口駐車場	28,476	22,358	6,759
東口ロータリー駐車場	109,991	112,546	32,529
合計	195,301	187,839	56,385

※令和 2 年度は、令和 3 年 1 月 31 日現在

歳出科目 (P146～P147)	2款1項26目	市民プラザ費
------------------	---------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
市民プラザ管理運営費	62,016	75,021	△13,005

主な財源		主な経費	
市債	600	需用費	500
一般財源	61,416	委託料	60,761
		工事請負費	755

【目的】

多様な市民活動の場である市民プラザを適切に管理し、利用者の安全性及び快適性を確保する。

【3年度目標】

入館者数（貸室等利用） 175,000人

【実施内容】

指定管理者による管理運営等

- ・ 営繕修繕料 500
- ・ 指定管理者への施設管理運営業務委託 60,761

指定管理者	株式会社上越シビックサービス
指定期間	令和2年度～令和6年度（5年間）
委託内容	施設の利用承認、備品等の維持管理、自主事業の実施等 中央監視・警備、設備日常点検、清掃等

- ・ トイレ手洗い器改修工事 755
※6月～7月を予定

<参考>

[施設の概要]

開 館	平成 13 年 1 月	
建 物	昭和 60 年 11 月建築 平成 13 年 1 月改装 鉄骨造 3 階建 延床面積 10,160 m ²	
敷 地	19,247 m ² 駐車場 364 台 (うち職員駐車場 37 台)	
施設内容	貸 室	市民ギャラリー、会議室、ホール、音楽スタジオ、工芸室、多目的学習室、調理室、市民活動室(和室、創作活動室)、グラスハウス、屋上イベント広場等
	テナント	レストラン、美容室、フィットネスクラブ、アロマセラピー、事務用品・観光物産品等販売、パソコン教室
	そ の 他	NPO・ボランティアセンター、男女共同参画推進センター、国際交流センター、こどもセンター、オンブズパーソン事務局、上越ものづくり振興センター、中部まちづくりセンター
利用時間	午前 8 時 30 分～午後 10 時	
休 館 日	第 3 水曜日(休日に当たるときはその翌日)及び 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日	

[利用状況]

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
貸室利用	件数(件)	9,893	9,518	5,251
	人数(人)	218,462	202,117	92,142
その他入館者(人)		93,738	83,971	48,646
合 計(人)		312,200	286,088	140,788

※令和 2 年度は、令和 3 年 1 月 31 日現在

※その他入館者は、こどもセンター及びテナントの利用者

歳出科目 (P164～P165)	2 款 7 項 1 目	総合文化施設運営費
------------------	-------------	-----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
リージョンプラザ上越管理運営費	173,440	184,916	△11,476

主な財源		主な経費	
財産収入	472	需用費	4,500
諸収入	349	委託料	168,940
一般財源	172,619		

【目的】

多目的総合施設であるリージョンプラザ上越を適切に管理し、利用者の安全性及び快適性を確保する。

【3 年度目標】

入館者数 110,000 人

【実施内容】

指定管理者による管理運営

- ・ 指定管理者への施設管理運営業務委託 150,334

指定管理者	新東産業株式会社
指定期間	平成 29 年度～令和 3 年度 (5 年間)
委託内容	施設の使用許可、施設及び設備の維持管理、自主事業の実施

施設設備修繕等

- ・ 施設設備等修繕 4,500
- ・ 設備等点検業務委託 2,169
- ・ 備品運搬業務委託 223

省エネルギーサービス業務委託

- ・ E S C O 事業による省エネルギーサービス委託 16,214

E S C O 事業者	株式会社シーエナジー
事業期間 (省エネルギーサービス提供期間)	平成 21 年度～令和 5 年度 (15 年間)
光熱水費等の削減予定額	26,574 (年額)

<参考>

[施設の概要]

開館	昭和 59 年 10 月	
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階（一部 3 階）建 延床面積 15,885 m ²	
敷地	46,318 m ² （上越科学館を含む。） 駐車場 約 500 台（上越科学館と共用）	
施設 及び 利用 時間	インドアスタジアム	午前 9 時～午後 9 時
	レジャープール	平日：午後 1 時～午後 9 時 土・日・祝日：午前 10 時～午後 6 時
	アイスアリーナ ※夏期はジャンボプール	午前 10 時～午後 9 時 ※ジャンボプールの利用時間はレジャープールと同じ
	コンサートホール	午前 9 時～午後 9 時
	市民プール	午前 10 時～午後 6 時
休館日	毎週月曜日（休日に当たるときはその翌日）、休日の翌日、 12 月 29 日～翌年 1 月 1 日	

[利用状況]

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用人数（人）	558,297	518,752	81,279

※令和 2 年度は、令和 3 年 1 月 31 日現在

歳出科目 (P164～P165)	2 款 7 項 1 目	総合文化施設運営費
------------------	-------------	-----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
リージョンプラザ上越施設整備事業	201,566	49,284	152,282

主な財源		主な経費	
市債	164,000	工事請負費	194,458
一般財源	37,566	補償、補填及び賠償金	7,108

【目的】

多目的総合施設であるリージョンプラザ上越の安全・快適な利用環境を整備する。

【実施内容】

施設改修工事

- ・ジャンボプール改修工事 193,281
※7月～12月を予定
- ・トイレ手洗い器改修工事 1,177
※6月～7月を予定

指定管理者営業補填金

- ・ジャンボプール改修工事に伴う施設休止の営業補填金 7,108

提出課	財政課
-----	-----

歳出科目 (P334～P337)	12款1項1目	元金
------------------	---------	----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
地方債元金償還費	12,797,126	12,473,566	323,560

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	87,530	償還金利息及び割引料 12,797,126	
諸収入	6,332		
市債	1,083,511		
一般財源		11,619,753	

【目的】

資金調達のために借り入れた市債の元金を償還する。

【実施内容】

項目	令和3年度	令和2年度	比較
定時償還分	11,713,615	11,294,582	419,033
うち第三セクター等 改革推進債分	579,480	784,608	△205,128
繰上償還分	0	76,923	△76,923
うち第三セクター等 改革推進債分(※)	0	76,923	△76,923
借換分	1,083,511	1,102,061	△18,550
合計	12,797,126	12,473,566	323,560

※旧上越市土地開発公社から引き継いだ土地の売払収入を積み立てた減債基金を取り崩し、第三セクター等改革推進債の繰上償還を実施するもの

歳出科目 (P 336～P 337)	12 款 1 項 2 目	利子
--------------------	--------------	----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
地方債利子	480,171	595,647	△115,476

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	6,255	償還金利子及び割引料	
一般財源	473,916		480,171

【目的】

資金調達のために借り入れた市債の利子を支払う。

【実施内容】

項目	令和3年度(※1)	令和2年度(※2)	比較
既発債分	468,185	561,640	△93,455
新発債分等	11,987	34,007	△22,020
(借入予定利率)	(0.009%～0.54%)	(0.20%～0.70%)	
合計	480,171	595,647	△115,476

※1 令和3年度の既発債分 …令和2年12月までの発行分に係る利子

〃 新発債分等…令和3年1月以降の発行分に係る利子

※2 令和2年度の既発債分 …令和元年12月までの発行分に係る利子

〃 新発債分等…令和2年1月以降の発行分に係る利子

※端数処理のため、表中の計が一致しない場合がある。